

北海道知事  
高橋はるみ 様

2004年7月26日

日本バイオ産業人会議(JABEX)  
世話人代表 歌田勝弘

「遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会」への意見書

バイオテクノロジー(BT)は、わが国にとって21世紀を担う重要な技術であり、BTの国家総合戦略である「BT戦略大綱」が1年半前に策定され、現在、その実現に向け国をあげて努力しているところです。BT戦略では、遺伝子組換え技術に代表されるBTは食糧問題、環境問題に貢献する技術として、大いに期待されています。

また、食に関する農業と食品産業は、国民にとって、また将来的にも極めて重要な基幹産業であり、これらを健全に発展させるためには、自治体、国、消費者、学界、農業生産者、産業界がお互いに十分理解・協力しながら、新しい農業・食品技術の開発と実用化に向けて努力することが不可欠であります。

貴道においては、「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン」により、国が厳格な規制の下で食品としての安全性、生物多様性への影響について問題が無いとして栽培を認めた遺伝子組換え作物についても、開放系での商業用栽培などの禁止を要請しています。しかし、将来の農業、北海道及び日本の農業、食品産業振興のためには、遺伝子組換え作物の開放系での実用化栽培を認めるべきであり、本ガイドラインを早急に見直すことが必要であると考えております。

こうした認識を踏まえ、今回、貴道「遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件検討会」で検討中の実施条件について以下の通り意見をまとめましたので、ご検討下さいますようお願い致します。

1. 3月に策定された貴道の「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン」においても「遺伝子組換えなどBTの研究開発は、将来的な本道の産業振興に有用であり、積極的な取組を進めることが必要」であると基本的認識がされています。従って、積極的に研究開発が行えるように、栽培試験に係る実施条件は可能な限り制限のない条件で試験・研究しやすいものであることが望まれます。

2. 「栽培試験の考え方」及び「栽培試験の要件」において、道内で開発した作物の栽培試験に限定するとあります。しかし、貴道の「食の安全・安心条例(仮称)案の骨子」において、基本的事項として「国や都府県との情報交換に努め、連携協力した取り組み」を進めると述べられているように、遺伝子組換え技術などのBTは現在国をあげて取組んでおり、互いに連携協力していくことが必要です。将来におけるわが国全体の農業・食品技術発展の視点から、道内開発した作物に試験栽培が限定されることのないように希望いたします。

3. 「栽培試験の考え方」において、栽培は「試験研究機関の研究ほ場」とされ、「農家の一般ほ場」は除かれています。その理由に「管理体制」や「科学的知識や技術を有する専門家」の有無が挙げられています。しかし、必ずしも各々のほ場に適応するものではないと考えられます。従って、対象となるほ場の必要条件を具体的に明確にする必要があると考えます。

4. 実施条件に「第三者機関による事前評価」が挙げられています。交雑や混入などの評価のための議論は科学的、論理的に行われる必要があります。従って、第三者機関は科学的専門知識を有するメンバーからなること、科学的議論により評価結果が出されるシステムであることが必要であると考えます。

本件につきましては、将来における北海道とわが国及び地域における経済発展、環境改善、健康福祉の向上に悪影響が及ぶことのないよう慎重な対応をお願い致します。

以上